5 フリクションクラッチ	⑴　クラッチの摩擦板、押し板、受け板及び締めばね	①　スライドを下死点に停止した状態で、主電動機を停止し、寸動機構により、クラッチを数回作動させて押し板の動きを調べる。	①　押し板の動きが円滑かつ敏しょうであり、かつ、エア漏れがないこと。
		②　隙間ゲージ等により、押し板のストロークを測定する。	②　ストロークが当該機械の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　目視、機器等により、ライニングの亀裂の有無及び摩耗状態を調べる。	③　著しい亀裂がなく、かつ、摩耗量が当該機械の構造及び性能に照らし適正であること。
		④　①から③までの検査の結果、異常があるときは、必要に応じて、クラッチを分解し、摩擦板、押し板、受け板、ライニング、クラッチハブ、ばね等の状態を調べる。	④　破損、摩耗、へたり及びスプライン等の損傷がないこと。 ライニングについては、亀裂及び著しい偏摩耗がないこと。 ライニングを小ねじ等で取り付けてあるものにあっては、小ねじ等の頭の摩耗がないこと。
	⑵　油（ウェットタイプのフリクションクラッチに限る。）	①　油漏れの有無及び油量を調べる。	①　油漏れがなく、かつ、油量が適正であること。
		②　油を取り出して異常の有無を調べる。	②　異物の混入、あわ立ち、乳化、変色及び著しい汚れがないこと。
6 シュー又はバンドを有するブレーキ	⑴　ライニング	①　スライドを下死点に停止した状態で、ライニングの亀裂の有無及び摩耗状態を調べる。	①　亀裂及び著しい偏摩耗がなく、かつ、摩耗量が当該機械の構造及び性能に照らし、適正であること。 ライニングを小ねじ等で取り付けてあるものにあっては、小ねじ等の頭の摩耗がないこと。
		②　ライニングへの油の付着の有無を調べる。	②　油が付着していないこと。
	⑵　ブレーキドラムの摩擦面	ブレーキドラムの摩擦面の傷の状態を調べる。	傷を受けている部分の面積が全摩擦面積の３分の１以下であって、かつ、著しい傷がないこと。
	⑶　ブレーキドラムを固定するキー	ブレーキドラムを回転方向に動かし、隙間ゲージ等により、取付け軸の外周のがたを測定する。	がたが0.2ミリメートル以下であること。
	⑷　ブレーキ締めばね	一行程運転を行い、ばねの状態を調べる。	破損及び不具合がなく、かつ、コイルが密着せず、正しく調整されていること。
	⑸　ブレーキの支点ピン、ばね用ボルト、ナット等の部品	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
	⑹　ブレーキシュー又はバンド	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
	⑺　空気シリンダー及びばね	ブレーキを分解し、摩耗及び損傷並びにばねの破損及びへたりの有無を調べる。	摩耗及び損傷がなく、かつ、ばねの破損及びへたりがないこと。
7 ディスクブレーキ	⑴　ブレーキ摩擦板、押し板、受け板及びブレーキ締めばね	①　スライドを下死点に停止した状態で、主電動機を停止し、寸動機構により、ブレーキを数回作動させて押し板の動きを調べる。	①　押し板の動きが円滑かつ敏しょうであり、かつ、エア漏れがないこと。
		②　隙間ゲージ等により、押し板のストロークを測定する。	②　ストロークに著しい遊びがなく、かつ、動作に異常がないこと。
		③　目視等により、ライニングの摩耗状態を調べる。	③　著しい亀裂、損傷、摩耗がなく、かつ、動作に異常がないこと。
		④　①から③までの検査の結果、異常があるときは、必要に応じて、ブレーキを分解し、摩擦板、押し板、受け板、ライニング、ブレーキハブ、ばね等の状態を調べる。	④　破損、摩耗、へたり及びスプライン等の損傷がないこと。 ライニングについては、亀裂及び著しい偏摩耗がなく、かつ、油が付着していないこと。 ライニングを小ねじ等で取り付けてあるものにあっては、小ねじ等の頭の摩耗がないこと。
	⑵　油（ウェットタイプのディスクブレーキに限る。）	①　油漏れの有無及び油量を調べる。	①　油漏れがなく、かつ、油量が適正であること。
		②　油を取り出して異常の有無を調べる。	②　異物の混入、あわ立ち、乳化、変色及び著しい汚れがないこと。